

条 例

議会の議決を経た「千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年7月3日

千曲市長

千曲市条例第22号

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年千曲市条例第25号）の
一部を次のように改正する。

別表第1中

「

5 市長	千曲市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(平成31年千曲市告 示第10号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定 めるもの
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関 する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関 する事務であって規則で定めるもの

」を

「

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関 する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関 する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2中

「

15 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律（平成6 年法律第30号）による支援給付又は配偶者 支援金の支給に関する事務であって規則 で定めるもの	住民票関係情報
16 市長	結婚新生活支援事業補助金交付要綱によ	戸籍関係情報

	る補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
--	---------------------------	--------------------

」を

「

15 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
-------	---	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。